

船舶事故調査報告書

令和2年3月25日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和元年9月28日 23時06分ごろ
発生場所	岩手県大船渡市大船渡港 大船渡港珊瑚島南灯台から真方位245°420m付近 (概位 北緯39°02.0′ 東経141°43.3′)
事故の概要	漁船第二十八幸丸は、北北西進中、かき養殖施設に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和元年10月17日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第二十八幸丸、19トン
船舶番号、船舶所有者等	KO2-6971（漁船登録番号）、個人所有 第281-41838号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 プロペラに曲損 かき養殖施設 桁ロープ及び垂下ロープに切損、浮き玉に破損
気象・海象	気象：天気 雨、風向 北西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	<p>本船は、船長ほか13人（日本国籍9人、インドネシア共和国籍4人）が乗り組み、操業を終えて帰航を開始し、船長がアッパーブリッジで操船を行い、約10ノットの対地速力で手動操舵により北北西進中、‘珊瑚島の西側の水道に設置されたかき養殖施設’（以下「本件養殖施設」という。）に乗り揚げた。</p> <p>本船は、船長が衝撃を感じて主機を停止し、自力で離脱した後、大船渡港に着岸した。</p> <p>船長は、本事故当時、本件養殖施設の設置場所を知らずに航行を続けており、事前に水路調査を行っていれば、本件養殖施設に気付くことができたと思つた。</p>
分析	本船は、北北西進中、船長が本件養殖施設の設置場所を知らずに航行を続けたことから、本件養殖施設に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、北北西進中、船長が本件養殖施設の設置場所を知らずに航行を続けたため、本件養殖施設に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	<p>本船は、本事故後、次の対策を採つた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大船渡港珊瑚島付近を航行する際、GPSプロッターに記録した変針点に沿って航行することにした。 <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え</p>

られる。

- ・ 事前に航行予定海域の水路調査を十分に行い、養殖施設等の位置を把握しておくとともに、避険線を設定するなどして養殖施設等から十分な距離を隔てて航行すること。